

高浜市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく高浜市職員措置請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により別紙のとおり公表いたします。

平成30年10月25日

高浜市監査委員 加藤 仁 康

高浜市監査委員 北川 広 人

高浜市職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人
請求代表者
住所

氏名
共同請求者
住所
氏名

2 請求書の提出日
平成30年8月27日（同日文書收受）

3 請求の内容
「平成30年8月27日付け高浜市職員措置請求書」の原文を記載

高浜市職員措置請求書

2018年8月27日

高浜市監査委員
加藤仁康様
北川広人様

請求代表者 住所
氏名

共同請求者は、巻末に添付

第1 請求の要旨

1 当該行為の担当部署など
高浜市長 吉岡 初浩

2 いつどのような行為が行われなかったか

- ①●●●を請求代表者とする10名（以下「請求人」という。）は、2017年5月24日に高浜市商工会（以下「商工会」という。）が所有する商工会館の一部に固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）が課税されていないことに対し、適正な課税を求める請求を高浜市監査委員（以下「監査委員」という。）に対して行った。
- ②この請求に対し、「請求に理由がある」とする見解と「請求に理由がない」とする見解とに監査委員の見解が分かれ、合議不成立となり、この旨の決定が2017年7月20日付けで請求人に通知された。
- ③このため、請求人は、2017年8月10日に名古屋地方裁判所に固定資産税等の賦課徴収を怠る行為の違法確認等を求めて訴状（以下「本件訴訟」という。）を提出した。（事実証明書1）
- ④これに対し、高浜市長は、平成29年9月11日付けで弁護士法人 ●●●●法律事務所 代表社員 ●●●●（以下「弁護人」とする。）と本件訴訟に関して、代理人契約を報酬額432,000円（消費税込み）で締結した。（事実証明書2）
- ⑤また、高浜市長は、請求人に何ら通知することもなく、2017年8月15日付けで商工会に対し、平成25年度乃至平成29年度の固定資産税等の課税処分を行った。（事実証明書3）
- ⑥高浜市長が、固定資産税等を課税したことにより、訴えの利益を欠くこととなったため、本件訴訟を請求人は、取り下げることとなった。
- ⑦本件訴訟が、取り下げられたため、高浜市長は、平成30年3月12日付けで432,000円を108,000円とする契約金額変更の協議書（事実証明書4）を弁護人と締結し、変更契約書（事実証明書5）を締結した上で、その支払いを

行った。(事実証明書6)

3 固定資産税等の課税処分を行ってれば弁護人との契約を締結する必要がなかったという事実

①本件訴訟に関して、弁護人に依頼をすることなく解決する機会は、少なくとも2回はあったといえる。

②1回目は、上記2②の高浜市職員措置請求にかかる監査結果が出た時点で、「請求に理由がある」との見解に従う場合。2回目は、上記2③の住民訴訟が提起された時点で、課税処分をする(または、した)ことを原告代理人に通知し、理解を求める努力をすることである。

③しかし、高浜市長は、少なくとも2回の機会を無視した上で、固定資産税等の課税処分を行ったにもかかわらず、平成29年9月11日に漫然と弁護人と訴訟代理人の委託契約を結んでしまった。

4 高浜市が被る損害の額

高浜市長が、住民訴訟を起こされる前に商工会に課税するなど適切な対応をしていれば支払わなくて済んだ、弁護人の報酬108,000円。

第2 求める措置

監査委員は、高浜市長に対し、次の措置を講ずるように勧告することを求める。

高浜市長は、弁護人に支払った108,000円を高浜市に対し弁済すること。

以上のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする。

事実証明書

事実証明書1 2017年(平成29)年8月10日付け訴状(写し)

事実証明書2 平成29年9月11日付け固定資産税等の賦課徴収を怠る行為の違法確認等請求訴訟等委託契約書(写し)

事実証明書3 平成25年度乃至平成29年度の固定資産税等の課税台帳(写し)

事実証明書4 契約変更協議書(写し)

事実証明書5 固定資産税等の賦課徴収を怠る行為の違法確認等請求訴訟等委託契約変更契約書(写し)

事実証明書6 支出命令書(写し)

(事実を証する書面については、添付を省略した。)

4 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、平成30年9月5日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

住民監査請求に記載されている事項等を勘案し、本請求の趣旨を次のように介して監査対象とした。

請求人から提出された高浜市職員措置請求書及び、請求に係る事項についてこれらを証する書面として添付された事実証明書より、高浜市が弁護人と締結した「固定資産税等の賦課徴収を怠る行為の違法確認等請求訴訟等委託契約(以下「委託契約」という。)」は必要であったか否か、また、委託契約にかかる弁護士費用108,000円の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するかについて監査対象事項とした。

2 監査対象部署

総務部行政グループ

市民総合窓口センター税務グループ

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成30年10月2日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、陳述については、平成30年9月10日に欠席する旨の通知があった。また、新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の調査

平成30年10月2日に市民総合窓口センター長以下3名の職員及び総務部長以下2名より、住民監査請求監査結果から委託契約締結までの事実確認等について事情聴取した。

なお、聴取結果については、市の主張として第3・2・(3)に記載した。

第3 監査の結果

1 主文

本件請求には理由がないものと認め、棄却する。

2 理由

(1) 事実関係の確認

ア 委託契約締結の経緯について

平成29年5月24日付けで、高浜市商工会が所有する商工会館の一部に

固定資産税及び都市計画税が課税されていないことに対し、適正な課税を求める住民監査請求を高浜市監査委員に提出した。この請求に対し監査した結果、平成29年7月20日付けで監査委員の見解が分かれたことにより合議不成立とした旨、請求人に対して通知した。請求人は、この監査結果を受け、平成29年8月10日に住民監査請求の請求人である原告が弁護士を擁して、高浜市長を提訴した。この訴状については、平成29年8月26日に裁判所から本市に届いた。

訴訟の請求趣旨は、①被告が課税対象目録記載の固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税対象とすることを怠ることは違法であることを確認する、②被告は、高浜市商工会に対し、課税対象目録記載の固定資産に対する固定資産税及び都市計画税相当額の金員を支払うよう請求せよ、③訴訟費用は被告の負担とされている。

本委託契約は、この訴状内容に対し、応訴するとして締結したものである。

なお、訴訟については、地方自治法第242条第1項に規定する請求内容には該当しないことから監査対象事項とはしていない。

イ 委託契約について

訴訟に関する事務については、法律事務に精通した専門家である弁護士でなければ円滑に進めることが難しいこと、また、契約の相手方である●●●●●法律事務所は本市の顧問弁護士であり本市の内情に詳しいことから地方自治法施行令第167条の2第1項の規定により平成29年9月11日付けで随意契約に至った。

委託料については、訴状に記載されている請求額を経済的利益の額として、これを基に、着手金、報酬金、交通通信費、印紙代、郵券等で432,000円（税込）としている。

この金額については、弁護士法の改正に伴い、平成16年4月1日より報酬規定が廃止されたが、事務所ごとの報酬規定を作成される際に参考とされている（旧）日本弁護士報酬基準と比較しても妥当な金額と判断できる。

ウ 委託料の支払いについて

委託料の支払いについては、名古屋地方裁判所 平成29年（行ウ）第91号「固定資産税等の賦課徴収を怠る行為の違法確認等請求事件」に係る弁護士費用の支出を示すものである。

委託料については、平成30年1月10日に原告が訴状を取り下げたことを受け、平成30年3月12日付けで、当初の契約金額432,000円を108,000円に契約金額を減額する変更契約を締結した。その後、受託者である●●●●●法律事務所からの請求により、本委託契約にかかる委託料の支払いについて支出命令を行い、平成30年3月30日に108,000円を支払っている。

(2) 請求人の主張

本件訴訟に関して、弁護人に依頼することなく解決する機会は、少なくとも2回はあったといえ、1回目は、監査結果が出た時点で、「請求に理由がある」

との見解に従う場合、2回目は、住民訴訟が提起された時点で、課税処分をする（または、した）ことを原告代理人に通知し、理解を求める努力をすることである。この機会を無視した上で、漫然と弁護士と訴訟代理人の委託契約を結んでおり、住民訴訟を起こされる前に商工会に対し課税するなど適切な対応をしていれば支払わなくて済んだ費用である。

(3) 市の主張

商工会に対し、固定資産税及び都市計画税を課税したことについては、これまで、入居3団体への貸付けは、商工会の関係団体で非営利活動団体でもあることから、単なる営利目的のためではなく、商工会と事業目的を一にする関係団体に部屋の一部を使用させるという商工会の目的に適う事業の一環と考え、「他の者に貸し付けている固定資産」とは考えていなかったが、住民監査請求監査の結果として、監査委員の判断が分かれたものの、その一方が、「他の者に貸し付けている固定資産」に当たるとしたことを重く受け止め、租税の公平性の観点に鑑み課税することとしたものである。商工会に対し課税することについては、住民監査請求されたこともあり、納税通知書を発送する段階で報道関係に情報提供して周知に努めた。

高浜市では、これまで訴訟が提起された場合、法律的な知識や訴訟の遂行方法などの高度に専門的な知識と、多角的な検討が必要であることから、訴訟代理人として弁護士を選定し、委任することとしており、今回も同様の対応とした。

委託契約を締結する経緯として、高浜市は、平成29年8月10日に請求人が裁判所に住民訴訟を提起したことを報道関係からコメントを求められことで知り、その段階では訴状内容がわからなかったことから、訴状が届くのを待ってから対応するとした。その後、平成29年8月26日に訴状が裁判所から市に届き、訴状内容に対し、高浜市は応訴するとして、その訴訟代理人に市の顧問弁護士が代表社員となっている「●●●●法律事務所」と委託契約を締結した。

(4) 監査委員の判断

ア 弁護人に依頼することなく解決する機会について

高浜市監査委員は、高浜市商工会が所有する商工会館の一部に固定資産税及び都市計画税が課税されていないことに対し、適正な課税を求める住民監査請求に対し、監査委員の見解が分かれたことにより、合議不成立の監査結果を通知した。高浜市としてはこの監査結果に対し検討したところ、一方の監査委員が他の者に貸し付けている固定資産に当たるとしたことを重く受け止め、租税の公平性の観点に鑑み課税するとして、平成29年8月15日付けで商工会に対し、納税通知書を送付した。このことは、請求人が主張する1回目の機会である監査結果が出た時点で理由があるとの見解により課税したものと理解できる。

次に、住民訴訟が提起された時点で課税処分をする（または、した）ことを原告代理人に通知し、理解を求める努力をすることであるということにつ

いては、商工会に対し、納税通知書を送付した日に、報道関係に情報提供し、課税したことを周知する措置をとっている。このことは、課税を決定した時点では高浜市に訴状が届いていなかったため訴訟内容の詳細がわからなかったが、住民監査請求された案件でもあることから、報道関係に情報提供したものである。また、原告代理人への通知については、委託契約締結後に弁護士を通じて課税した旨の通知をしている。

これら請求人が主張する弁護人に依頼することなく解決する機会は少なくとも2回あったとすることについては、いずれも、市側の対応に不当な点は見受けられない。

イ 委託契約について

高浜市においては、これまで訴訟を起こされた場合、法律的な知識や訴訟の遂行方法などの高度に専門的な知識と、多角的な検討が必要であることから、訴訟代理人として弁護士を選定し、委任することとしており、今回の委託契約についても同様の対応としている。

委託契約の相手方である●●●●法律事務所については、代表社員である●●●●弁護士は本市の顧問弁護士として多数の助言・指導をいただいております。これまでも、顧問弁護士相談の機会を利用して各種相談をしており、本市の内情にも詳しいことから、●●●●●●●●法律事務所と委託契約を締結したことには合理性が認められる。

また、弁護人と訴訟代理人の委託契約を平成29年9月11日付けで締結したことについては、平成29年8月26日に訴状が市に届き、第1回口頭弁論期日が平成29年9月28日に定められたこと、答弁書提出期日が平成29年9月21日とされていることを受け、早急に訴訟代理人との委託契約を締結する必要があった。また、委託契約については、高浜市契約規則等に基づき、事務手続きを経て締結したものである。

なお、委託契約締結については、訴訟に入ることを前提に契約したものであり、平成29年9月11日時点では、原告からの取り下げはされていないため、固定資産税等の課税処分を行ったから委託契約を結ぶ必要がなかったとはいえない。

ウ 訴状の取り下げについて

原告が訴えの利益を欠くとして訴状を取り下げたのは、平成30年1月10日である。訴状の取り下げについては、平成29年8月15日に納税通知を送付したことを報道関係からの取材で知り得ており、この段階で訴状を取り下げることができたと理解できる。しかしながら、訴状を取り下げなかったということは、裁判で争うという姿勢であると推察される。このことは、平成29年9月28日の第1回口頭弁論及び平成29年11月9日の第2回口頭弁論に原告代理人が出廷していることから判断できる。

エ 委託料の支払いについて

委託料の支払いについては、原告が訴えの利益を欠くことから平成30年1月10日に訴状を取り下げたことを受け、委託契約の相手方である●●●●

●法律事務所と協議し、減額の変更契約を締結した上で、●●●●法律事務所からの請求に対し、支出命令を行い、高浜市予算決算会計規則に則り支出されていることから、違法または不当な支出であるということは認められない。

また、支払い金額108,000円については、契約の相手方である●●●●法律事務所において、「今回の終結は、市の行政判断による終結である」との認識があり、着手金相当額が妥当とされたことによるもので、このことは、(旧)日本弁護士連合会報酬基準に照らし合わせても、妥当と考えられる。

3 結論

以上のことから、請求人が求める住民訴訟を起こされる前に商工会に対し課税するなど適切な対応をしていれば支払わなくて済んだ弁護人の報酬108,000円を高浜市に弁済することについては理由がなく、その措置の必要は認められないため、地方自治法第242条第4項の規定により、主文のとおり決定する。